

## 戸籍謄本を取得していただく際のお願い

### 【相続人様 各位】

被相続人様（亡くなられた方）、各相続人様の戸籍謄本を漏れなくご用意していただくために、本籍所在地の市区町村へ参られる際は、本紙をご持参のうえ、住民課等の担当者の方に「相続に必要なため、被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本を発行してください。」とお伝えください。

（注）戸籍は、本籍のある役所（過去の戸籍謄本等については、過去に本籍のあった役所）でしか取り寄せできません。本籍を何度も転籍している場合や戸籍が改製されて必要事項が抜けている場合には、その度に当時の本籍地の市区町村に除籍謄本や改製原戸籍謄本を請求していただくこととなります。

### 【市区町村の担当者の方へ】

貯金等の相続手続きを行うにあたり、次の書類を当組合に提出して下さるようお願いしています。不明な点がございましたら下記連絡先までお問い合わせください。

#### ○被相続人

- ・被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本（除籍謄本および改製原戸籍謄本を含む）が必要です。

（注）戸籍謄本に「改製」、「婚姻」、「転籍」、「分籍」、「家督相続」などの文言がある場合には、戸籍が新しくなっているので、さらにそれ以前の戸籍謄本をお願いします。

#### ○相続人

- ・代襲相続等が生じている場合は、相続人であることが確認できる、戸籍謄本が必要です。ただし、被相続人に関する戸籍謄本により確認できる場合は不要です。

#### ○委任状

- ・上記戸籍謄本（除籍謄本および改製原戸籍謄本を含む）を請求する際、相続人等の委任状を必要とする場合は、その旨を請求者にご説明ください。

### 店舗一覧

大和田支店 TEL 042-642-8171      横山支店 TEL 042-661-1340

元八王子支店 TEL 042-625-1235      川口支店 TEL 042-654-4055

片倉支店 TEL 042-635-5051      由木支店 TEL 042-676-8221